

大地震に備えて

災害時には、「自助・共助・公助」の連携が自分や地域の被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するために必要なことです。

▽自助＝自らの身は自分で守ることです。ふだんから災害に関する知識を身につけ、災害に対する準備をしましょう。

▽共助＝自分たちのまちは自分たちで守ることです。消火や救出を真っ先に行えるのは地域の皆さんです。いざというときの連携のた

め、ふだんから近所と交流しましょう。

▽公助＝市をはじめとした行政機関などが行う応急対策のことです。

ふだんから、自助・共助・公助を意識して、備蓄や地域の交流などを行いましょ

重要な役割を担う消防団

大地震などが発生したときは、即時に市や消防署、警察署、消防団などの関係防災機関が連携し、災害救助や被害拡大防止などの防災活動を行

います。中でも消防団は、地域住民の有志で組織され、本業をもつかたわら、奉仕の精神により、市民の皆さんの生命や財産などを守るため、昼夜を問わず活動しています。

消防サイレンにご理解を

市内で火災が発生した場合、市民への警報を目的に、サイレンを鳴らしています。また、毎月1日（1月を除く。土曜・日曜・祝日の場合は、翌日以降の最初の平日）の午前8時には、広く火災予防を呼びかけるため、サイレンを鳴らしています。皆さんのご理解をお願いします。

自主防災組織を作りましょう

自主防災組織は、地域の皆さんが協力し合って災害から地域を守るため、自主的に結成する組織です。役割分担や運営などは、地域の実情に合わせて計画してください。

市では、自主防災組織に対して補助金を交付し、その育成を支援しています。町会や自治会などが組織の中心となっており、地域防災の核となるような自主防災組織を作りましょ

なお、この組織は、おおむね別世帯以上で構成するものとしませんが、これに満たない

町会や自治会などでは、合同で一つの自主防災組織を作ることもできます。

小金井市アマチュア無線クラブ（JTYEA）からお知らせ

総合防災訓練当日、訓練会場内に無線局を設置し情報伝達通信訓練を行います。

また、電波伝搬状況を把握するため、市内のアマチュア局との交信を予定していますので、各局のご参加をお願いします。

なお、周波数は438メガヘルツ帯、電波型式はF3Eを予定しています。

小金井市防災地図



避難地区・避難場所一覧

地区名	避難する対象の町・丁目	一時避難場所	広域避難場所
ひがし地区	東町1・2・5丁目、中町1・4丁目（はけ北側除く）、前原町2丁目	東中学校、第二中学校、南小学校	都立武蔵野公園、都立野川公園、国際基督教大学高校
なか地区	東町3・4丁目、中町2・3丁目（同1・4丁目は北側含む）、本町1丁目	第一小学校、東小学校	東京農工大学、栗山公園
みどり地区	梶野町全域、関野町全域、緑町全域、桜町全域、本町2・3・4丁目	第三小学校、梶野公園、東京電機大学中学・高校、緑小学校、緑中学校、法政大学緑町グラウンド、第二小学校、第一中学校、上水公園運動施設グラウンド	都立小金井公園
きた地区	本町5・6丁目（前原町3丁目は北側含む）、貫井北町全域、貫井南町3丁目	本町小学校、中央大学附属中学・高校、第四小学校、都立多摩科学技術高校	東京学芸大学
みなみ地区	前原町1・3・4・5丁目（同3丁目は北側除く）、貫井南町1・2・4・5丁目	前原小学校、南中学校	多磨霊園

△一時避難場所＝ようすを見るため、とりあえず避難する場所です。正確な情報を得て、地域ぐるみで活動を行う拠点です。
 △広域避難場所＝火災が広範囲に及んだとき、熱や煙、有毒ガスなどから身の安全を確保する延焼危険のない場所です。
 △各地区の「避難する対象の町・丁目」の区割り目安です。自宅から最寄りの避難場所へ避難してください。

安全で安心して住み続けられるまちにするために

まち全体を災害に強い構造に

木造住宅耐震診断・改修費用の助成

安全で安心して住み続けられるまちにするためには、まち全体を災害に強い構造にすることが必要です。

その一環として、大地震に備えて自分の住宅の耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強をすることが重要で

特に、昭和56年以前に着工した住宅は、耐震性の基準が緩やかな時期に建てられていますので、耐震診断等が必要です。

【耐震診断費用の助成】

市内の一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成します。

ご利用の際は、事前に相談カードの提出が必要です。

対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に着工した市内に存する一戸建ての木造住宅で、自己の所有で現に自らの住居として使用している木造住宅

助成金額 5万円を上限に、耐震診断費用の3分の2以内（千円未満は切り捨て）

【耐震改修費用の助成】

市内にある木造住宅の所有者が耐震診断を行い、診断に基づき耐震改修を行う場合に、改修に要した費用の一部を助成します。

ご利用の際は、事前の申請が必要です。

対象となる建築物 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅

助成金額 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内（千円未満は切り捨て）

【共通】

調査機関 ㈱東京都建築士事務所協会南都支部の会員および東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所を指定しています。

相談日時 原則毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分（1件1時間以内）

相談場所 市役所第二庁舎5階50会議室

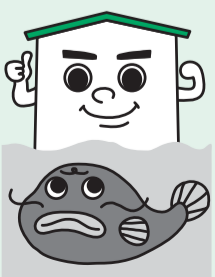
相談内容 構造一般相談▽耐震性相談（主に設計の妥当性の確認）▽図面および計算書の再確認等

対象 市内在住で、市内に木造住宅を所有している方

相談員 ㈱東京都建築士事務所協会南都支部会員

申込方法 相談日の1週間前までに、電話または直接、まちづくり推進課住宅係へ。

問合せ まちづくり推進課住宅係（市役所第二庁舎5階 ☎042-383-19906）



1) 問合せ まちづくり推進課住宅係（市役所第二庁舎5階 ☎042-383-19906）